

20 声明・談話

記者発表

2014年3月27日

日本共産党埼玉県議会議員団

団長 柳下礼子

2月定例会をふりかえって

定例会には、平成26年度埼玉県一般会計予算はじめ84件の知事提出議案と9件の議員提出議案が提出され、3月26日、第15号議案、第67号議案の埼玉県病院局予算、第53号議案「第2期埼玉県教育振興基本計画の策定について」を除く、議案を可決同意承認して閉会した。

第53号議案は継続審査と決せられた。第15号議案と第67号議案は、県立小児医療センターの建設費増額分を減額する修正案が可決された。この問題については別途発表した見解のとおりである。

3人となった党県議団

3月2日に行われた南第2区（川口市）の県議補欠選挙で、日本共産党の奥田智子県議が当選し党県議は3人となった。奥田県議は3月3日からただちに登庁し、環境農林委員会等で大雪被害に苦しむ農業者の声を代弁し質疑も行った。今後公約である保育所増設、少人数学級の実現などに全力をあげる。

大雪被害対策について

2月定例会直前の2月14、15日に降り続いた大雪は、県内に歴史的な被害をもたらした。党県議団は秩父市など市町村議員と密に連絡を取り合い、当初から埼玉県に対して、除雪や孤立集落の救出を要請した。また、農業団体とも協力し合い2月17日には、農業被害への支援や自衛隊出動要請に関して地元の要請を尊重すべきなどとする申し入れを県に対して行った。被害が甚大な深谷市や秩父市などの現地視察を経て、3月6日には農林水産省はじめ省庁への申し入れも行った。

埼玉県は、定例会開会後、農業支援を中心とした約40億円の補正予算案を提出したが、国の支援増加に伴って、約104億円の増額補正予算案を提出し直した。倒れたビニールハウスなどの農業施設の撤去から再建までを個人負担なしで支援する県の措置は歓迎するものである。党県議団は県が発表している被害総額が過小である点など、不十分な点は指摘しつつも、県内農業の再建のために今後も県とともに全力を尽くす。

消費税を県民に転嫁した施設使用料、手数料の引き上げについて

今定例会には、第1号議案「平成26年度埼玉県一般会計予算」はじめ50議案以上の消費税増税を県民に転嫁する議案が提出された。この4月1日に施行される消費税の増税を直ちに反映し、県有施設などの施設使用料、手数料などを増額するものである。県民活動総合センターや総合リハビリテーションセンターなど、県民に身近な施設が軒並み消費税8%に対応して引き上げられる。そもそも、県は消費税の納税義務者ではない。4月から消費税が引き上げられるからと言って、直ちにそれを転嫁するのは、県民生活も県内経済も省みない態度である。

重度心身障害者医療費助成制度の年齢制限や高校授業料の徴収について

今定例会では、障害者や子育て世帯へ重い負担を課す重大な改悪も可決された。

一つは重度心身障害者医療費助成制度への年齢制限である。この制度は障害者の医療費本人負担分を県と市で助成するものだが、65歳以上になってから障害者手帳を取得した方を対象からはずす。県の試算では年間13,000人ほどがこの制度から閉め出される見込みである。

障害者にとって、生涯にわたり医療は必要不可欠であり、日本が批准した国連障害者権利条約では障害のある人もない人と同等の権利を保障することを定めている。こうした年齢差別を持ち込む県のやり方は国際的には通用しない。

法改定に伴い年収910万円以上の世帯の生徒から県立高等学校の授業料を新たに徴収する議案も可決された。26年度に県立高校に入学する4万人の生徒のうち、1万人が新たに授業料を負担することになる。

ちなみに私立高校に入学する生徒では、全体の約3分の1にあたる5,702人の生徒が支援金をうけられず授業料が増える。これは「社会が学びを支える」との理念を放棄し、世界で確立した授業料無償化の流れに逆行する法改悪に基づくものであり、到底認められない。

「第2期埼玉県教育振興基本計画」の継続審査に反対したことについて

党県議団は、県の中長期の基本計画までを議会の議決案件とすることについて、行政の執行権の侵害につながる恐れがあると反対してきた。今回継続審査と決せられたことにより、中長期計画は不在のまま、教育予算の執行は行われる事態となった。まさに危惧してきた行政権の侵害に当たるものである。加えて、昨年の9月定例会、12月定例会のそれぞれ文教委員会で教育局が教育振興基本計画案について、行政報告の機会を求めたのに対して委員長の職権で認めなかつたことも問題である。長期計画への委員の意見反映の場を自ら封殺しながら、一方で継続審査に賛成するという独断専行の委員会運営は認められない。

埼玉県教育委員会委員志賀周子氏の不同意について

埼玉県教育委員会委員として親学推進協会の親学アドバイザーの志賀周子氏が提案されたが、同意しなかった。親学推進協会からはすでに顧問の吉田敬岳氏が教育委員として就任しており、特定の教育理論を持つ団体から複数の関係者が委員となるのは、公平性に欠ける。

議員の海外派遣について

埼玉県とメキシコ州姉妹提携30周年並びにクイーンズランド州姉妹提携35周年の記念行事に出席するために、県議会としてそれぞれ9名の親善訪問団を派遣する議案について党県議団は2月の豪雪被害による県財政による支援の必要性、被災地の復興の遅れ、消費税の増税などをあげ「クイーンズランド州の派遣に1,000万円余、メキシコ州の派遣に約1,400万円もの税金を使った海外への議員派遣が県民の理解を得られるとは到底考えられません。県議会として簡素な訪問団にすることを県に提案し、県議会を代表して議長のみが参加」すべきだと討論した。

請願討論の封殺について

県民から提出された「4月から消費税増税を中止するよう政府に意見書の提出を求める請願」と「国民の目・耳・口をふさぐ『特定秘密保護法』を速やかに撤廃するよう求める意見書を上げ」のよう求める請願を付託委員会が不採択としたことについて、村岡正嗣県議は議会運営委員会で、本会議での反対討論したい旨を主張したが、自民党・公明党・刷新によって否決された。県民の貴重な声を封殺するやり方は許されない。

記者発表

2014年3月27日
日本共産党埼玉県議会議員団
団長 柳下礼子

2月定例会の県立小児医療センター関連議案についての見解

2月定例会に提出された第15号議案「平成26年度埼玉県病院事業会計予算」と第67号議案「平成25年度埼玉県病院事業会計補正予算」は、自民党より修正案が提出され可決された。これは、県立小児医療センターの建設費増額補正分を、原案から減額するというものである。この結果、さいたま新都心で着工されていたセンター建設工事がストップする可能性があったが、報道によると「県は自民党議長あっせんで自民党と協議し、4月に臨時議会を開いて補正予算案を出し直すことで合意した」(27日埼玉新聞)とある。

修正理由には一定の道理がある

県立小児医療センターの建設費増額分を、病院局会計から除く修正案の提案理由には一定の道理がある。11月の段階で55億円もの増額が発生していたのに、議会へ補正予算案の提出もせず入札に踏み切ったことは、看過できない重大な問題である。さらに議会へ報告もなく、設計変更をし、約300億円もの事業を清水建設と随意で契約した。2016年4月の病院開設を急ぐ余りにこのような結果になった。

新病院建設は急ぐべきではない

埼玉県立小児医療センター（さいたま市岩槻区）は2011年に上田知事がトップダウンでさいたま新都心への移転を決定した。党県議団は、当初から、センターの移転が重症心身障害児や難病患者の家族に多大な負担をもたらすこと、NICU＝新生児集中治療床が1床もない脆弱な周辺自治体の周産期や小児医療体制をさらに弱体化させることなどを指摘し、現在地での建て替えを強く主張してきた。計画発表後、患者家族からも周辺住民からも3種類20万筆を超える反対署名が提出され、さいたま新都心の住民からも異論が相次いできた。反対の声に押されて知事はセンターの「現在地に残す機能の検討」を約束せざるを得なかつたが、2年が経過しても、その機能の提案は行われず、来年度当初予算にもなんらの措置も行われていない。新病院建設を急ぐ姿勢とのちがいは明白である。

また、さいたま赤十字病院は小児科医の大量退職から、地域周産期医療機関として十分症例を積み重ねる状況にない。このまま、2年後に総合周産期センターとして無理にスタートさせることは、母と子の安全の面からも懸念される。

現在のセンターの患者、周辺の子どもたち、そして妊産婦・新生児のかけがえのない命を考えたなら、県は新病院建設のみに突き進む姿勢をただちに改めるべきだと指摘する。

移転計画は撤回し、新都心の病院構想は見直すべき

加えて、委員会審議の中で、小児医療センターの建設費が、建設継続費総額（土地取得費含む）が55億円の増額補正を除いても400億円に登っており、近隣のさいたま市立病院の建設予算（231億円）や新都心移転予定のさいたま赤十字病院（217億円）と比較して異常に高額であること、そしてこれらの要因は地下3階の駐車場や特別支援学校などの付加機能によって設計が複雑化した点にあることが明白になった。

わざわざ新都心の狭い土地に病院を建設するために建設費の大幅な高騰を招いている。開発を最優先にして、子どもたちも、県財政をも犠牲にする計画は間違っている。移転計画は撤回し、新都心の病院構想は全面見直しをすることを提案する。

以上のような考え方から、我が党は、修正案にはそもそもその小児医療センター建設費が含まれていることから反対した。修正案を除く部分にも、新病院準備のための人員増などが含まれていることから反対する。

埼玉県の建設促進要望書提出の圧力に抗議する

なお今定例会での福祉保健医療委員会と予算特別委員会における、県立小児医療センター修正案の可決を受けて、埼玉県は県内の広範な障害者団体や消費者団体などに対して、県立小児医療センター新病院建設予算の早期成立を求める要望書提出を県議会に行う旨の要請を、案文まで示して行った。埼玉県はこれらの団体や個人への支援や助成を行う立場にあり、県の要請には一定の圧力が伴うことは明白である。今回の要請は団体の自主性を脅かす圧力であり、党県議団は厳しく抗議したい。

県立小児医療センター建設事業については「2016年にオープンする予定の同センターの建設は予定通りに行われる公算が大きくなつた」（27日読売新聞）という見方もあるが、今後も党県議団は移転計画撤回・新病院構想の見直しのために全力を尽くす決意である。